

神戸医療産業都市における「ヘルスケア」を切り口としたプロモーション業務 仕様書

1 件名：神戸医療産業都市における「ヘルスケア」を切り口としたプロモーション業務

2 委託期間：委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 概要・目的

神戸医療産業都市は1995年1月に発生した阪神・淡路大震災からの復興プロジェクトとして、ポートアイランドを中心に企業や研究機関等の誘致・集積を促進し、産学官医の連携による医療関連クラスターの形成と次世代の成長産業である健康・医療関連産業の発展を通じて、「雇用の確保と神戸経済の活性化」や「先端医療技術の提供による市民福祉の向上」、「アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献」が図られるよう取り組みを進めてきた。今後さらに大きく発展することができるよう、これまで培ってきた知見や資源を活用し、より効果的かつ積極的に施策を展開することが求められている。

現在、神戸市においては、都心三宮・ウォーターフロントの再整備や神戸空港の国際化など、市民のくらしの質やまちの魅力・活力を高める施策が様々に展開されている。神戸医療産業都市においても、この機運を逃さず、これまで培ってきた社会資源を有効に活用しながら、若い世代を中心に広く市民に対して、神戸医療産業都市についての情報を積極的に発信し、取り組みの認知度の向上やシビックプライドの醸成を促進することが必要である。

よって、さらに神戸医療産業都市の取り組みを周知していくために、市民にとってより身近なテーマである「ヘルスケア」の取り組みを切り口として、神戸医療産業都市を含む「神戸のまち」のプロモーションを行い、神戸医療産業都市の認知向上と市民の健康リテラシーの向上につなげることを目的として、本仕様書のとおり業務（以下、「本業務」という。）を実施する。

4 経費負担：本業務の履行に必要な費用は受託者が負担する。

5 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、以下の2つの柱に基づくプロモーション業務を総合的に企画・実施すること。

（1）市民に向けた「神戸医療産業都市」の興味関心を引く広報の実施

- ・専門的で難解なイメージを持たれがちな「神戸医療産業都市」の取り組みについて、「ヘルスケア」の取組みを切り口に、若年世代をはじめ市民の興味関心を引く広報コンテンツを企画・制作すること。
- ・オウンドメディア等を効果的に活用し、若年世代をはじめ、これまで神戸医療産業都市を知らない層や無関心層にも波及効果をもたらす広報を展開すること。

（2）「神戸医療産業都市」をより知ってもらう体験コンテンツの実施

- ・（1）の広報コンテンツを活用し、若年世代をはじめとした市民の興味関心を高めるため、「ヘルスケア」の視点を取り入れた体験コンテンツ（市民参加型プログラム）を企画し、期間中に2回以上実施すること。
- ・本コンテンツは、神戸医療産業都市の進出企業・団体などのヘルスケアに係る製品・サービ

ス等の要素を組み込むことが望ましい。

- ・実施後は、参加者の健康リテラシーの変化や神戸医療産業都市への認知度向上等に係る効果検証を実施すること。

(3) 事業進行上の注意事項

- ・業務開始前に、上記（１）～（２）を踏まえた総合的な事業計画書を提出し、本市と協議のうえ確定させること。
- ・業務開始前に提出する事業計画書において、本業務の目的達成を客観的に測るための定量・定性的かつ具体的指標 KPI（重要業績評価指標）を提案し、本市と合意すること。
- ・事業の進行にあたっては、月１回以上、本市と打ち合わせを行い、進捗や効果検証の内容を共有すること。

6 成果物

- ・上記５．（１）で作成した広報コンテンツ
- ・上記５．（２）で実施した体験コンテンツの実施結果報告書

7 提出物及び時期

下記の書類を電子データ（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDF のいずれかで開くことができるデータファイル形式とする）で本市に提出すること。なお、企画提案時の提出物は、公募要領に定めるものとする。

書類	提出期限等
業務責任者通知書	契約締結後、速やかに
再委託承認申請書	必要な場合は、契約締結後速やかに
成果物	2027 年 3 月 31 日まで
業務報告書、履行届	本業務終了後、速やかに

8 実施体制

- （１） 本業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、本業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、本業務履行の管理及び本市との連絡等にあたるものとする。
- （２） 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- （３） （１）及び（２）は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- （４） 本市は委託契約が終了するまでの間、本業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は 7 営業日以内のなるべく早い日時で本市からの要請に応じること。
- （５） 受託者は、委託契約が終了するまでの間、本業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、3 営業日以内のなるべく早い日時で本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- （６） 受託者は、事前に本市の承認を得て、本業務の一部を再委託できる。

9 制作物に属する権利の帰属

- (1) 本業務においては、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本市は、委託契約約款第 8 条に関わらず、履行により制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）の帰属、もしくは譲渡は求めず、著作者人格権の不行使を求めない。また、委託契約約款に以下の条項を付加する。
- （成果物の帰属等）
- 第 43 条 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、著作者に帰属する。
- 2 甲は、著作者の個別の許諾を得ることなく、成果物を別紙仕様書（※）に定めるとおり使用することができる。
- （※）下記（3）を記載予定
- (3) 本市は、下記の条件において、著作者の個別の許諾を得ることなく、成果物を使用できるものとする。使用期間を超えて成果物を使用する場合は、別途受託者と協議する。
- なお、受託者が本市以外の第三者に対し成果物の使用を認める場合は、事前に本市の承認を得ること。
- ・使用目的：本市及び（公財）神戸医療産業都市推進機構が実施する神戸医療産業都市の認知向上および市民の健康リテラシーの向上を目的とした広報
 - ・使用範囲：ウェブサイト（動画サイト含む）、SNS、印刷物
 - ・使用期間：成果物の完成後から 2032 年 3 月 31 日まで
 - ・使用料：上記使用期間の利用許諾にあたり必要な使用料は、本業務の見積に含めること
- (4) 受託者は、上記（3）に規定する本市の成果物使用のための利用許諾について、著作者との調整を行い、著作者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (5) 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ本市に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記（1）から（5）の規定は、業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担、責任を負うこと。
- (7) 本業務終了後に作成された業務報告書に係る著作権等は、全て本市に帰属、または譲渡する。受託者は、本市が必要に応じて業務報告書の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。また、著作権等の譲渡に係る費用は見積に含めること。なお、業務報告書に成果物を添付する場合、成果物に関する著作権の取扱いは上記（2）（3）に準ずるものとする。
- (8) その他、提案内容を受けて著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

10 支払方法

本業務完了後、受託者より業務報告書及び履行届の提出をもって、神戸市の検査を実施。適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、契約金額を支払う。

1 1 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

1 2 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

1 3 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に必要な写真や画像等の素材は、原則として受託者の負担により調達すること。
- (2) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、発注者は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに業務を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する業務の履行に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (4) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに本市へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、契約期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、本仕様書に定めはないが業務の履行上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあつては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (6) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。なお、委託契約の内容は、契約候補者の提案内容に応じて、本市との協議の上、適宜修正を行う場合がある。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、又は、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。